

6. 防災

近年、日本全国で地震や火災、大雨による被害が発生しており、本市でもこれらの災害による被害が想定されています。

これからも安心して暮らせるまちを実現するためには、まずは災害の発生自体を予防する取組が求められます。また、万が一災害が発生した場合は、被害を最小限に留めるとともに、早期の復旧・復興を図る必要があります。災害に強いまちづくりと防災意識の醸成を平常時から進めることで、安心して住み続けられるまちを形成します。

(1)地震・火災

1)ライフラインの確保

- ▶ 上水道及び下水道は、避難生活や復興活動を支える重要な施設であることから、計画的な耐震化を進めます。
- ▶ 電気、通信及びガスは、災害時に重要な役割を果たすことから、災害対応体制などについて関係機関と情報を共有します。
- ▶ 緊急輸送道路*をはじめ緊急車両の通行や物資の運送上重要な道路については、橋梁や沿道建物の耐震化を進め、倒壊による道路閉塞の予防を図ります。

2)建物の安全性と避難路の確保

- ▶ 駅や大規模な商業施設など不特定多数の人が利用する施設については、建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、周辺道路の無電柱化*を進めます。
- ▶ 一般住宅については、耐震改修の重要性に関する啓発活動を行うとともに、リフォームや建替え時などに合わせた耐震化の促進を図ります。
- ▶ 誰もが安全かつ迅速に避難することができるよう、沿道建物の耐震化・不燃化や塀などの安全対策の促進を図ります。

3)避難場所の確保と避難活動支援

- ▶ 災害時の一時集合場所や活動拠点になる公園については、太陽光発電による照明灯を設置するなど防災面での機能充実を図ります。
- ▶ 避難所など災害時に重要な役割を果たす施設については、適切な維持管理と点検・予防修繕を行います。
- ▶ 避難所となる施設では、天井板や壁面の落下、室内の器具類の転倒などによる被害を防止するため、建物本体以外の耐震性の強化を進めます。
- ▶ 市民の自主防災活動を支援するため、情報の収集・提供や資機材庫としての機能をもつ各市民活動センターの更なる機能強化・充実を図ります。
- ▶ 地震ハザードマップ*の配布などを通じて、自主防災活動の促進・支援を図ります。

*ライフライン(P144) *緊急輸送道路(P139) *無電柱化(P144) *ハザードマップ(P143)

4) 火災に強い都市構造の形成

- ▶市の中心部や住宅密集エリア、工業的土地利用エリアなど火災の危険性が高い場所については、建築物の不燃化を促進するため、防火地域*や準防火地域*の指定・拡大を進めます。
- ▶市街地内の都市計画道路*を整備するとともに、河川や鉄道などの空間も活用し、延焼遮断帯*の形成を図ります。
- ▶狭あい道路*が多く、住宅が密集している市街地では、地域住民と協力しながら、道路の拡幅やオープンスペース*の確保を図ります。
- ▶消防水利*を適正に配置し、円滑な消火活動の実現を図ります。

(2) 水害

1) 河川改修

- ▶一級河川*は、台風や集中豪雨などにより洪水が発生した場合、周辺に甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、洪水の未然防止に向けて関係機関へ計画的な点検・整備の実施を働きかけます。
- ▶準用河川*や水路については、流下機能を保持するため、適切な維持管理や改修を行います。



月中川

2) 道路などの雨水対策

- ▶内水被害*が発生する場所を中心に、雨水排水管や道路側溝の整備を進めます。
- ▶雨水の集中を抑制するため、保水・遊水機能*をもつ緑地や農地の保全を図ります。また、道路などの公共空間における透水性舗装*の導入や、民有地における雨水浸透ます*の設置、雨水貯留浸透施設*の整備を促進します。

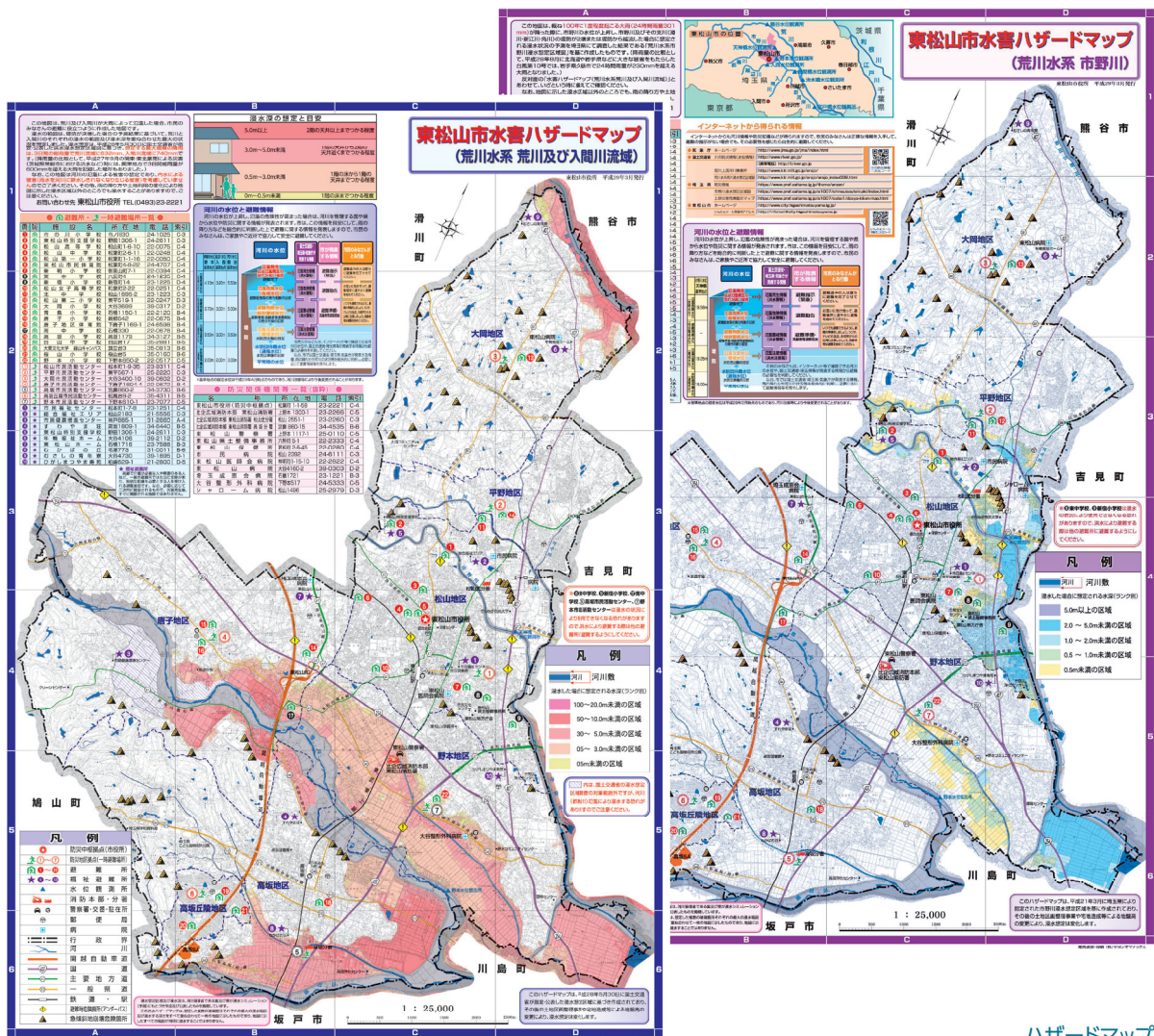
*防火地域(P143) *準防火地域(P140) *都市計画道路(P142) *延焼遮断帯(P138) *狭あい道路(P139) *オープンスペース(P138)
*消防水利(P140) *一級河川(P138) *準用河川(P140) *内水被害(P143) *保水・遊水機能(P143) *透水性舗装(P142)
*雨水浸透ます(P138) *雨水貯留浸透施設(P138)

3) 被害軽減に向けた取組

- ▶ 道路、雨水排水管、末流の河川など、相互に関連する施設の整備を一体的に進めることで、市街地における内水被害*の低減を図ります。
- ▶ 洪水による被害を最小限に抑えるため、洪水ハザードマップ*の配布やホームページなどへの掲載を通じて、浸水想定区域*の周知を図ります。
- ▶ 水害の危険性が高い区域においては、新たな宅地造成の抑制により、被害の未然防止を図ります。
- ▶ 大雨時は、河川の水位や雨量に関する情報の収集・提供を関係機関と連携して行うとともに、必要に応じて住民へ避難を呼びかけます。

(3) 土砂災害

- ▶ 土砂災害による被害を最小限に抑えるため、斜面崩壊の危険が高い箇所を把握するとともに、ハザードマップ*の配布を通じて市民への周知を図ります。
- ▶ 土砂災害の危険性が高い区域においては、安全対策の推進や宅地造成の抑制により、被害の未然防止を図ります。



ハザードマップ

*内水被害(P143) *ハザードマップ(P143) *浸水想定区域(P140)

図 28 防災方針（参考図）

<災害時に重要な役割を果たす施設>

- 災害対策本部（市庁舎）
- 現地災害対策本部（市民活動センター内）
- 避難所
- 福祉避難所

<緊急車両の通行や物資の輸送上重要な道路>

- 第一次特定緊急輸送道路
- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 緊急輸送道路（市指定）

<河川>

- 改修済
- - - 未改修
- 市街化区域



*福祉避難所(P143)